第 5 期

板橋区介護保険事業計画

平成24年度~平成26年度



平成24年3月

第5期介護保険事業計画の策定にあたって

平成 12 年度にスタートした介護保険制度は 13 年目を迎え、平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間を計画期間とする介護保険事業計画は、第5期計画となります。

今回の計画策定にあたり、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、必要なサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づき、地域の特性や事情に応じてサービス提供体制の実現に向けた取組を推進するという方針を示しています。区でも、これを受けて「地域包括ケアシステムの構築」を重点事項として第5期の取組事項を定めました。

計画の検討に際し、高齢者や介護者の生活実態や介護意識等を把握する「介護保険ニーズ調査」等を実施するとともに、学識経験者や保健医療・福祉関係者、公募区民からなる「板橋区介護保険事業計画委員会」において、第4期事業計画の進捗状況の評価・検証、第5期事業計画に盛り込むべき介護保険事業の課題と今後の方向性につき協議を重ねました。さらに、第5期の3年間の介護サービスの見込量と必要な経費について算定し、公平に負担いただけるように介護保険料を設定しました。

介護保険制度は、高齢者を社会全体で支えあう仕組みです。制度の周知を図るとともに、計画で定めた目標の達成に向けて、事業の適正な運営に努めてまいります。

本格的な高齢社会を迎え、「いたばし NO.1 実現プラン 2015」の中でも、高齢者の生きがいと健康づくりを主要課題の一つとして位置付け、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを着実に推進してまいります。

区民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いたします。

平成 24 年3月

极格区长 坂本 健

| 目 | 次 | | |
|----|------|-----------------------|------|
| Ι | 計画策定 | にあたって | |
| | 第1節 | 計画策定の背景 | P 1 |
| | 第2節 | 計画の理念 | P 2 |
| | 第3節 | 法令等の根拠 | |
| | 第4節 | 計画の期間 | |
| | 第5節 | 計画策定に向けた取組及び体制 | P 5 |
| П | 高齢者・ | 要介護(要支援)認定者の現状 | |
| | 第1節 | 高齢者数の推移 | |
| | 第2節 | 要介護(要支援)認定者数の推移 | |
| | 第3節 | 日常生活圏域別にみる高齢者・認定者数の現状 | P8 |
| Ш | 介護保険 | 事業の現状 | |
| | 第1節 | 給付実績の現状 | |
| | 第2節 | サービス資源(基盤)の現状 | |
| | 第3節 | 地域支援事業の現状 | P20 |
| IV | 第4期事 | 業計画の検証について | P29 |
| | 第1節 | 地域ケア体制の推進 | P30 |
| | 第2節 | 介護予防の推進 | P33 |
| | 第3節 | ひとり暮らし高齢者等への支援体制の強化 | P37 |
| | 第4節 | 認知症高齢者支援の推進 | P40 |
| | 第5節 | 権利擁護の充実 | |
| | 第6節 | 介護サービス基盤の適切な整備 | P48 |
| | 第7節 | 介護保険事業の適正な運営及び普及啓発 | P56 |
| V | 第5期事 | 業計画期間における取組事項 | P61 |
| | 第1節 | 地域包括ケアシステムの構築(重点事項) | |
| | 第2節 | 認知症高齢者支援の充実(重点事項) | |
| | 第3節 | 介護サービス基盤の適切な整備 | |
| | 第4節 | 権利擁護の充実 | |
| | 第5節 | 介護保険事業の適正な運営及び普及啓発 | P78 |
| VI | 介護保険 | 事業計画の概要 | |
| | 第1節 | 高齢者人口・要介護(要支援)認定者数 | |
| | | 及び介護サービス利用者数の推計 | P81 |
| | 第2節 | 各サービス別利用者数及び利用量の見込 | P84 |
| | | 介護保険財政の実績と見込 | |
| | 第4節 | 第1号被保険者の保険料の見込 | P100 |

第1節 計画策定の背景

平成 12 年4月に発足した介護保険制度は、平成 24 年4月で 13 年目を迎えようとしています。この間、高齢者人口は大幅に増加し、板橋区においては 65 歳以上の高齢者が 10 万人を超え、区民の5人に1人を占める状況に至っています。

また高齢者の増加にともない、要介護(要支援)認定者も増え、約1万9千人が認定を受け、 介護保険の給付額も約260億円に増大しています。

今後も、団塊の世代を中心として高齢化が進み、平成 32 年度には高齢者数は約 13 万人、 高齢化率も 23%を超えることが予想されます。

このような状況の下、ひとり暮らし高齢者等の増加に伴う生活の不安、介護を要する高齢者や介護する家族のニーズの高まり、医療ニーズの高い人や要介護状態の重度化など、個々の介護状況に対応した仕組の整備がますます重要になってきています。

そのため、今後も高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域 の特性をふまえた取組を進めていくことが求められています。

国は、平成 18 年4月に介護保険法の大幅な見直しを行い、新予防給付や地域支援事業の創設といった予防重視型のシステムへの転換、地域密着型サービスや地域包括支援センター(おとしより相談センター)の創設といった新たなサービス体系の確立など、地域包括ケアの確立に向け、様々な介護保険制度の改正を行いました。

これにより、高齢化がピークとなる平成37年(2025年)までに、医療、介護、予防、住まい、 生活支援サービスが切れ目なく提供される体制の整備、いわゆる「地域包括ケアシステム」の 確立を目指すこととしました。

さらに、平成 23 年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、この地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めることを目的としています。

第5期板橋区介護保険事業計画においては、第4期板橋区介護保険事業計画に定められた長期目標の達成を目指すとともに、高齢化が本格化する平成27年(2015年)以降における地域包括ケアシステムの構築を見据えた新たな視点での取組を推進していきます。



第2節 計画の理念

(1) 第5期事業計画の位置付け

第5期事業計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期事業計画策定時 に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

(2) 基本理念

第5期事業計画の基本理念について、第3期・第4期事業計画の理念を継続し計画を推進していきます。

○高齢者の尊厳と幸福追求の保障

介護や支援が必要な人、また介護をする人のだれもが、個性ある人間として尊重され、自由で健康的で安全な生活を営み、幸福を追求する基本的権利が、将来にわたり保障される必要があります。

○利用者の選択によるサービスの適切な提供

介護や支援を必要とする人が、それぞれの心身の状況に応じて、自由な意思と選択に基づき、いつでも、どこでも、保健・医療・福祉にわたり良質なサービスを総合的に、かつ連続的に利用できる体制をつくる必要があります。

○個人の能力を活かし、生きがいある生活の実現

だれもが健康的な生活習慣を実践するとともに、介護や支援が必要になっても、可能な限り自助努力によって、自らの能力を活かし、生きがいやゆとりを持った生活が営めるように、最大限の支援を行う必要があります。

○住み慣れた地域で、安心して生活ができる地域ケアの構築

在宅サービスを中心とした地域ケアの充実を図り、介護や支援が必要になっても、 だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるように、相互の助け合いと人間的なふ れあいを大事にしながら、地域社会全体で高齢者を支える地域ケアの体制づくりを進 める必要があります。

(3)基本方針

板橋区では、第3期事業計画において、団塊の世代が65歳以上となり、高齢化が一段と進展する平成27年(2015年)までに対応すべき長期目標を定めました。第5期事業計画期間内において目標年度に達することから、この長期目標の達成に向けて計画を進めていきます。

○地域ケアとまちづくりの一体化

介護を受ける本人にも、その家族にとっても、住み慣れた地域でケアを受け続ける ことが望ましいものです。そのためには、まちづくりの観点から地域のケアを捉えな おし、各地域ごとに介護の資源をバランスよく整備していきます。

○介護予防・健康づくりへの本格的な取組

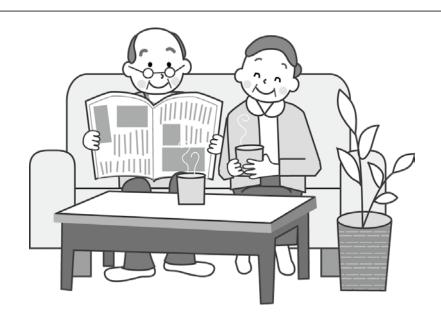
介護を必要とする状況は、本人や家族にとって必ずしも望ましい状況ではないはずです。できないことを「してもらう」ケアだけでなく、できないことを「増やさない」、自分でできることを「増やしていく」ケアへの転換を図っていきます。

○多様なライフスタイルを支えるネットワークの構築

今後、高齢者のライフスタイルはますます多様化し、公的介護サービスだけでは 対応が困難なニーズが次々に発生すると想定されます。板橋区は、行政だけでなく NPO やボランティア等と協働しながら、多様な高齢者のニーズを最大限支援するた めのネットワークを形成します。特に、地域の高齢者による同世代間の支えあいを重 視します。

○給付の効率化

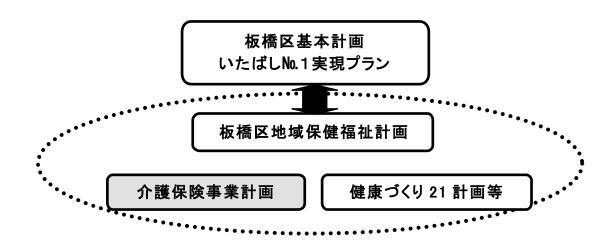
必要な人に必要なサービスを保障しつつ、社会全体の負担をなるべく軽減するには、 給付の効率化が欠かせません。板橋区は、給付内容を精査検討し、利用者の健康を維 持増進する給付を重視することで、費用対効果を踏まえた効率的な制度運営を図って いきます。



第3節 法令等の根拠

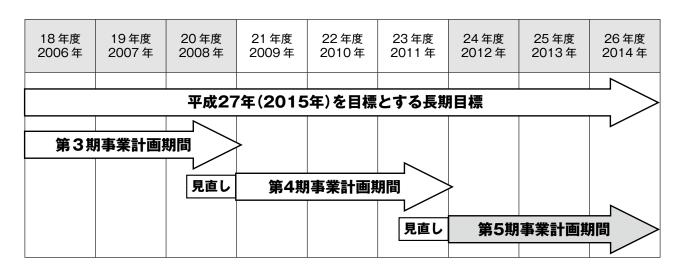
介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条において策定が義務づけられており、介護保険 の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込を定めるとともに、介護保険事業にかかわ る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めることとなっています。

また、介護保険事業計画は、「板橋区基本計画・いたばし No. 1 実現プラン」、地域保健福祉の総合計画である「板橋区地域保健福祉計画」と整合、連携を図っていきます。



第4節 計画の期間

介護保険事業計画の期間は3年を一期と定められており、3年ごとに計画の見直しを行っています。第5期事業計画の期間は平成24年度から平成26年度となります。



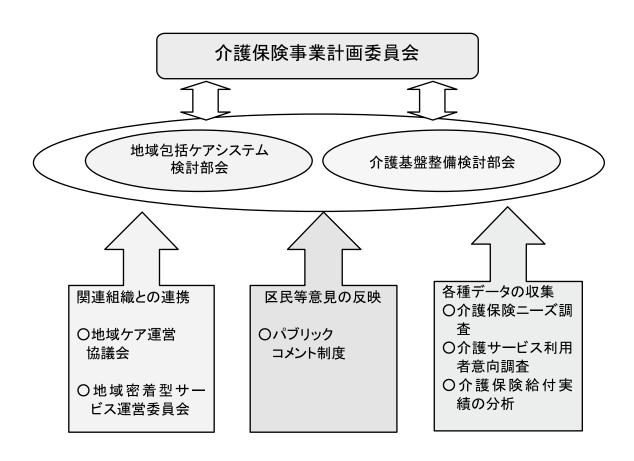
第5節 計画策定・実施に向けた取組及び体制

板橋区では、学識経験者や事業者代表、区民公募委員などで構成される「板橋区介護保険事業計画委員会」を設置し、介護保険の事業運営の検証や、法改正等の動向の把握を継続して行ってきました。

なお、専門的事項を集中的に検討することを目的として、「地域包括ケアシステム検討部会」 「介護基盤整備検討部会」の2部会を設け、素案、計画案の検討、作成及び計画委員会への報 告を行っています。

また、地域包括支援センター(おとしより相談センター)の運営については「地域ケア運営協議会」を、地域密着型サービスの運営や事業者の指定については「地域密着型サービス運営委員会」をそれぞれ設置し、事業を推進してきました。

この第5期介護保険事業計画は、介護保険事業計画委員会での協議をもとに、関連組織と連携をとりながら作成しました。また、パブリックコメント等で寄せられた区民の意見を反映させながら、事業計画をまとめました。



高齢者・要介護(要支援)認定者の現状

第1節 高齢者数の推移

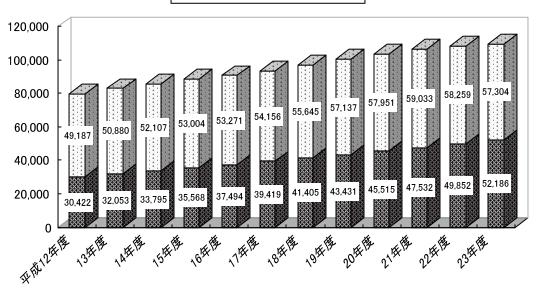
区の総人口は、平成 18 年度 526,275 人から平成 23 年度 535,802 人となり、9,527 人の増加となっています。このうち高齢者人口(65 歳以上)は 97,050 人から 109,490 人となり、12,440 人増加しています。この為、高齢化率(65 歳以上の高齢者数/総人口)は 18.4%から 20.4%となり、高齢化が一層進んでいます。特に後期高齢者は 10,781 人増加し、高齢者における割合も 42.7%から 47.7%となっています。

単位:人

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 総人口 | 526,275 | 529,173 | 533,576 | 536,404 | 536,433 | 535,802 |
| 40 歳以上 65 歳未満 (第2号被保険者) | 173,641 | 174,157 | 174,977 | 176,259 | 178,750 | 181,745 |
| 65 歳以上人口 (第 1 号被保険者) | 97,050 (100.0%) | 100,568 (100.0%) | 103,466 (100.0%) | 106,565 (100.0%) | 108,111 (100.0%) | 109,490 (100.0%) |
| 前期高齢者 (65 歳~ 75 歳未満) | 55,645 (57.3%) | 57,137 (56.8%) | 57,951 (56.0%) | 59,033 (55.4%) | 58,259 (53.9%) | 57,304 (52.3%) |
| 後期高齢者 (75 歳以上) | 41,405 (42.7%) | 43,431 (43.2%) | 45,515 (44.0%) | 47,532 (44.6%) | 49,852 (46.1%) | 52,186 (47.7%) |
| 高齢化率 | 18.4% | 19.0% | 19.4% | 19.9% | 20.2% | 20.4% |

各年度 10 月 1 日現在(外国人登録者含む)

■ 後期高齢者 🛛 前期高齢者

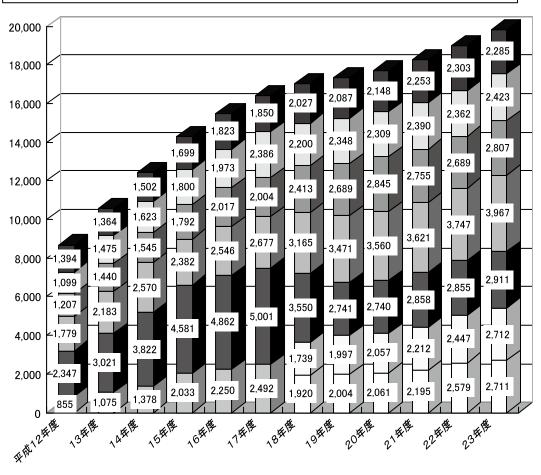


第2節 要介護 (要支援) 認定者数の推移

要介護(要支援)認定者は高齢者人口の増加とともに増加しています。

平成 12 年度の要介護(要支援)認定者は 8,681 人でしたが、平成 23 年度には 19,816 人(11,135 人の増 約 2.3 倍) に増加しています。





- ※平成 18年4月から要支援の区分が変更されています
- ※各年度末現在(第2号被保険者数を含む)
- ※平成23年度は12月末現在

要介護(要支援)認定者数の推移

単位:人

| 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 8,681 | 10,558 | 12,440 | 14,287 | 15,471 | 16,410 |
| 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 17,014 | 17,337 | 17,720 | 18,284 | 18,982 | 19,816 |

第3節 日常生活圏域別にみる高齢者・認定者数の現状

日常生活圏域別の高齢者数をみると、高島平圏域が 9,265 人で最も多く、最も少ない四葉圏域の 4,906 人と 4,359 人の差があります。また、高島平圏域は前期高齢者が 5,523 人で最も多く、今後は後期高齢者の大幅な増加が予想されます。

認定者数については坂下・前野・仲町・東板橋圏域で多く、四葉・三園圏域は少ない状況です。 認定率については、常盤台圏域が最も高く、次いで東板橋圏域となっています。逆に認定率が 低いのは高島平圏域となっています。

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、保険者が定めるエリアをいいます。(P16 参照)

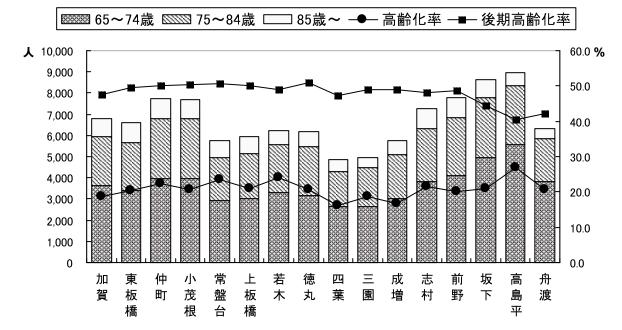
圏域別・年齢別認定者数単位:人

| | 高齢者数(人) | | 認定者数(人) | | | 認定率(%) | | | 計 | | | |
|-----|------------|------------|---------|--------------|------------|--------|--------------|-------------|-------|---------|--------|---------|
| | 65~ 74歳 | 75~ 84歳 | 85 歳~ | 65 ~ 74 歳 | 75~ 84歳 | 85 歳~ | 65 ~ 74 歳 | 75~ 84 歳 | 85 歳~ | 高齢者 | 認定者 | 認定率 (%) |
| 加賀 | 3,649 | 2,385 | 915 | 179 | 517 | 557 | 4.9 | 21.7 | 60.9 | 6,949 | 1,253 | 18.0 |
| 東板橋 | 3,358 | 2,301 | 998 | 178 | 563 | 619 | 5.3 | 24.5 | 62.0 | 6,657 | 1,360 | 20.4 |
| 仲 町 | 3,903 | 2,901 | 1,019 | 209 | 612 | 597 | 5.4 | 21.1 | 58.6 | 7,823 | 1,418 | 18.1 |
| 小茂根 | 3,777 | 2,914 | 941 | 197 | 562 | 543 | 5.2 | 19.3 | 57.7 | 7,632 | 1,302 | 17.1 |
| 常盤台 | 2,853 | 2,065 | 861 | 179 | 477 | 530 | 6.3 | 23.1 | 61.6 | 5,779 | 1,186 | 20.5 |
| 上板橋 | 2,987 | 2,144 | 856 | 136 | 441 | 543 | 4.6 | 20.6 | 63.4 | 5,987 | 1,120 | 18.7 |
| 若木 | 3,205 | 2,391 | 684 | 141 | 511 | 399 | 4.4 | 21.4 | 58.3 | 6,280 | 1,051 | 16.7 |
| 徳丸 | 3,049 | 2,422 | 751 | 152 | 501 | 430 | 5.0 | 20.7 | 57.3 | 6,222 | 1,083 | 17.4 |
| 四葉 | 2,587 | 1,759 | 560 | 120 | 364 | 320 | 4.6 | 20.7 | 57.1 | 4,906 | 804 | 16.4 |
| 三園 | 2565 | 1,930 | 539 | 140 | 411 | 303 | 5.5 | 21.3 | 56.2 | 5,034 | 854 | 17.0 |
| 成増 | 2,965 | 2,155 | 699 | 132 | 437 | 422 | 4.5 | 20.3 | 60.4 | 5,819 | 991 | 17.0 |
| 志村 | 3,818 | 2,550 | 987 | 182 | 513 | 571 | 4.8 | 20.1 | 57.9 | 7,355 | 1,266 | 17.2 |
| 前野 | 4,051 | 2,810 | 1,046 | 215 | 613 | 626 | 5.3 | 21.8 | 59.8 | 7,907 | 1,454 | 18.4 |
| 坂下 | 4,895 | 2,981 | 943 | 260 | 652 | 574 | 5.3 | 21.9 | 60.9 | 8,819 | 1,486 | 16.8 |
| 高島平 | 5,523 | 3,036 | 706 | 194 | 512 | 389 | 3.5 | 16.9 | 55.1 | 9,265 | 1,095 | 11.8 |
| 舟 渡 | 3,746 | 2,193 | 530 | 236 | 507 | 319 | 6.3 | 23.1 | 60.2 | 6,469 | 1,062 | 16.4 |
| 合 計 | 56,931 | 38,937 | 13,035 | 2,850 | 8,193 | 7,742 | 5.0 | 21.0 | 59.4 | 108,903 | 18,785 | 17.2 |

高齢者数は、平成23年10月1日現在(外国人を除く)

認定者数は、平成23年10月1日現在(第2号被保険者・住所地特例・外国人除く)

高齢者数と高齢化率(日常生活圏域別)



※高齢化率は 高齢者数(65歳以上)/人口

※後期高齢化率は 後期高齢者数 (75歳以上) / 高齢者数

認定者数と認定率(日常生活圏域別)

